

令和4年度事業計画

 社会福祉法人東旭川宏生会



— 目 次 —

I 法人理念	…3
II 令和4年度事業方針	…3
III 事業内容	…4
1. 実施事業	
2. 事業運営の基本姿勢	
3. 本年度達成目標	
IV 事業計画	…5
1. 特別養護老人ホームの経営	
2. サテライト型地域密着特別養護老人ホーム事業の経営	
3. 軽費老人ホーム（特定施設入居者生活介護）事業の経営	
4. 通所介護事業の経営	
5. 在宅介護支援センター事業の経営	
6. 地域包括支援センター受託事業の経営	
V 法人組織、各部会	…20
1. 法人組織図	
2. 各部会の構成と取組	
VI 地域との連携	…22
1. 啓発活動	
2. 各種ボランティアの受け入れ	
3. 見学の受け入れ	
4. 法人行事への招待	
5. 施設実習の受け入れ	
6. ご意見箱の設置	
VII 運営管理	…22
1. 職員の質の向上に対する取り組み	
2. 職員の健康管理	
3. 非常時災害対策	
4. 利用者の苦情処理体制	
別添	
各事業所行事計画・研修計画	

I 法人理念

- 地域老人福祉への社会的貢献を目指す
- 合法的、合目的かつ合理的な法人運営を目指す
- 社会的存在意義の認められる法人組織の構築と確立を目指す
- 法人業務に対する自己研鑽を継続維持する

II 令和4年度事業方針

厚生労働省の令和4年度社会保障関係予算は、1.2%増の33兆1,833億円となり、対前年度比で3,984億円増額されました。新型コロナウイルス感染症から国民の命・暮らし・雇用を守る万全の対応を引き続き行なうとともに、感染症を克服し、ポストコロナの新たな仕組みの構築、少子化対策、デジタル化、力強い成長の推進を図ることにより、一人ひとりが豊かさを実感できる社会の実現を目指す中、新型コロナ医療対応等を行う医療機関の看護職員、介護・障害福祉職員、保育士等について、令和4年2月以降から収入を3%程度引き上げるための措置を実施すると謳われている。また、介護保険制度改正にあたり地域福祉に関わる取組を体系的につなぎ合わせるとともに、現状の課題を踏まえて新たに取り組むべき事項等を示し、これらを計画的に実施していくことで、地域共生社会の実現を目的としており、計画の推進において事業者の役割として以下に示すように掲げられている。

福祉サービスの事業者は、サービス提供者として、その利用者の自立支援や権利擁護、提供サービスの質の向上、事業内容等の情報提供や情報公開、他のサービスと連携しながら、利用者の「その人らしい暮らし」を支えていく役割があります。同時に、それぞれが保有する福祉に関する専門的な知見や支援技術を生かしながら、地域住民とともに地域福祉活動に参加したり、協力したりすることで地域福祉の推進を図る役割も期待されます。

特に社会福祉法人については、社会福祉法において「地域における公益的な取組」の実施に関する責務が規定されました。特定の社会福祉事業の領域にとどまることなく、住民に身近な圏域における地域生活課題や幅広い福祉ニーズに対して、総合性や専門性を備える法人として向き合うことが期待されています。また、災害時においては、その運営施設等について、福祉的なケアが必要な避難住民を受け入れる福祉避難所としての役割を担うことが期待されている。

これらを踏まえ、当法人においても経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上といった改正社会福祉法人制度への対応、外国人人材を含めた福祉人材の確保の促進、地域包括ケアシステムの構築の支援に関する企画・立案・調整、各種サービスの技術・質の向上を目指していく。また、福祉施設として今般の新型コロナウイルス感染症対策、その他自然災害に対応すべくBCP（事業継続計画）の策定についても進めていく。

Ⅲ 事業内容

1. 実施事業

特別養護老人ホーム事業（介護老人福祉施設事業） 定員 70名
（短期入所生活介護事業） 定員 10名

地域密着型特別養護老人ホーム（サテライト型）事業
（介護老人福祉施設事業） 定員 29名
（短期入所生活介護事業） 定員 10名

軽費老人ホーム事業（特定施設入居者生活介護事業） 定員 60名

地域密着型通所介護事業 定員 18名

在宅介護支援センター事業

地域包括支援センター受託事業

2. 事業運営の基本姿勢

「ここを利用してよかった。と心から感じられる施設づくりをめざす。」

3. 本年度達成目標

- (1) 介護支援の個別対応
- (2) 生活面維持を目的とした機能訓練の実施
- (3) 居住環境の整備
- (4) 地域高齢者の生活を支える相談窓口となる

IV 事業計画

1. 特別養護老人ホーム

(1) 運営方針

令和4年度は、長期化するコロナ禍において、入居者の重度化対応や医療、認知症への対応力向上に向けた取組の推進、看取りに関するニーズに対しよりの確に対応できることが求められ、これらを全般的に包括した組織形態の構築を推進していく。また、職員一人ひとりが必要な知識・技術が獲得できるよう施設内の研修の他、オンライン等を活用した外部の研修に参加する機会を提供し、高齢者介護の専門職としての倫理観、資質、モチベーションの向上に努め、部署毎にメンタル面のフォローを含め適時対応を進めていく。

さらに入居者処遇の向上のため、入居者の方々の声に耳を傾け、接遇改善の徹底に努めると共に、直接面会が長期間できていない現状から家族への状況報告をより詳細に行なっていく。

又、喫緊の問題である介護職員の人材不足を受けて、当該諸国からの外国人受け入れや元気高齢者、学生アルバイトの雇用や介護ロボットの活用などを進めて行く。

(2) 介護理念

特別養護老人ホーム宏生苑では、下記の介護理念を掲げ入居者のケアに取り組むものとする。

「入居者一人ひとりに寄り添い、皆様が快適に安心して安全に暮らして頂けるよう務めていきます」

- ・心にゆとりを持ったケア
- ・その人らしさを支える
- ・信頼関係の構築
- ・チームワークを大切にする
- ・職員の技術向上、自己研鑽

(3) 重点項目

①個別ケアの充実

全室個室でのユニットケアを実施するにあたり入居者のプライバシーに配慮したハード面を生かしつつ、顔なじみの関係が可能となる職員配置にて安心感のある施設生活を提供する事により従前に自宅で暮らしていたような生活リズムを導き出し、継続させていく事ができるよう看護・介護の質の担保とともに向上に努める。

高齢者介護の基本は「尊厳の保持」であり、特別養護老人ホームは、入居者本人が個人として尊重され、その人らしい人生を全うできるよう支援を行なう事が求められる。看取り介護の支援も同じであって、入居者本人と家族の望みをかなえ、安らかな最期を

迎える事ができるように、入居者本人・家族の思いを受け止め、入居者本人と家族が充実した時間を一緒に過ごすための環境整備をするなど、日々の生活を支える事が施設職員の大切な役目と考える。他職種連携の下、基本的な方針を定め、施設において看取りを日常的なケアの延長線上にあるものとして捉えた介護に繋がられるよう努める。

②安定したサービス提供

3年に一度の法改定が施行される介護保険制度において、特別養護老人ホームは重度要介護者を受け入れる重要な役割を担っており、多様化する入居者ニーズとより細分化されていく制度の中で、対応できる体制づくりを進めていかなければならない。居室稼働率の安定化と、各種加算に対応できる体制整備を進め、昨今の介護人材不足が叫ばれる現状でより業務の効率化を図っていく。

③職員教育の充実

入居者に対する施設サービスの質的な向上と健全な施設運営を行なう為、年度当初に研修テーマを設定し、そのテーマに沿った内容や講師について各部署持ち回りで実施する。また現在はコロナ禍の長期化から、オンラインを活用した研修体制が急速に整いつつある中で、教育専門機関の作成しているカリキュラムの受講や、全国各地の研修会の受講なども容易にできるようになり、これらをより積極的に活用することにより、専門的な技術の習得や知識の向上が得られるよう研修内容の充実を図る。

(令和4年度研修計画は別紙のとおり)

④外部への情報発信

宏生苑開設より毎月『宏生苑だより』を発行し、苑内の行事の様子やその他の情報提供を行なっておりますが、昨今の急激に多様化する情報網において、これまでの紙面媒体の他にホームページやSNSを活用し、より幅広い広報活動を進めていく。その情報の源となる入居者の皆様の日々の生活や活動の様子を記録していく。

(4) 各種取組について

①看護・介護サービスの向上

施設サービスの基本となる施設サービス計画書(ケアプラン)に基づいたケアの実施は、入居者にとって「必要な看護・介護が適切に受けられる」施設であるとともに「この施設に来てよかった」「また利用したい」と思われる、そして選ばれる施設づくりを念頭に置き、介護支援専門員を中心に関係職種の連携に基づいたケアプラン作りを目指す。定期とは別に、必要に応じてサービス担当者会議を御家族、本人同席のもと開催し、意向を汲み取り満足して頂けるサービス提供に努めていく。またサービスの向上に向けて、より一層看護・介護技術の研鑽に努める。

②季節感あふれる食事提供の取り組み

入居者にとって朝・昼・夕の食事は大きな楽しみの一つであると考えます。このことから当苑で「給食会議」を開催し入居者からのアンケートや検食によるコメント等を参考に関係職種で議論を行い、栄養バランスが良く四季折々の季節感あふれる食事を提供していく。また栄養ケアマネジメントにおける栄養計画の見直し等により入居者の

個々の栄養状態の把握や改善に努めて経口から食べられる喜びを感じて頂ける食事の提供を行っていく。

③身体拘束の原則廃止の取り組み

当苑で「身体拘束廃止委員会」を発足し、対象者の身体拘束の必要性の有無、また現状の把握を行なう為関係職員による定例委員会を開催する。

身体拘束は緊急やむを得ない場合を除き原則行わない事を基本的なスタンスとし、身体拘束に関する問題意識を高めるとともに介護職員の質的向上を図りつつ、やむを得ず身体拘束を行っている場合に於いては、その現状の情報共有等に努めながら廃止に向けた取り組みを行なう。

④新規入所希望者の受け入れ

当苑の利用を希望される方について、その方の要介護度や介護されている（受けている）環境の状況ならびに心身の状態や当苑の待機状況等多方面から分析し、特別養護老人ホームの社会的役割を果たすべく入居判定委員会を開催し、緊急を要する方を優先的に入所受け入れできるよう検討を行なう。

⑤施設の行事計画

単調になりがちな施設生活に対し、有意義な生活を送る事で、心豊かで安心して頂けるような配慮を行っていく事は必要不可欠と考える。ただ現在はコロナ禍の為、御家族様の面会や外出等にも制限させて頂いている状況。その中でコロナ禍の状況を踏まえて安全性に配慮した季節を感じられる行事の企画とご案内を行っていく。

（令和4年度行事予定は別紙のとおり）

⑥介護事故の防止と対応

入居者が施設生活上における介護事故防止は、何よりも入居者の安全や安心を保障する事が施設サービスの基本と考える。この為事故防止の観点から「リスクマネジメント委員会」を発足し、この委員会は大きな事故の発生を未然に防ぐ為、些細な事でも事故・インシデント報告書の提出を求め、これらの事例等を検討し、またその結果を委員以外の職員にも周知徹底を図る。さらに令和3年度より、リスクマネジメントの強化として、施設内に安全対策部門を設置し外部の研修を受けた担当者の配置を行い、組織的に安全対策を実施する体制を整備していく。

⑦施設内の感染対策

全世界で流行するコロナウイルスやインフルエンザウイルス等の感染予防として、発生状況に応じ面会の制限を行なっている。看取り介護等で面会を許可した場合でも、入館時には手指の消毒とともにマスク、フェースガードの着用等の協力を頂き感染防止に努めていく。ノロウイルス等の感染予防については、生もの等の持ち込みの自粛等を文章通知による周知や受付窓口でのお願いを行なう。

⑧施設の災害対策

- i) 当苑の消防計画に基づく避難訓練及び消火訓練は次の通り実施する。
 - ア 年2回(春・秋)実施する。なお、このうち1回は夜間を想定した訓練とする。
 - イ 消防職員等の支援を得て訓練を実施。

ウ 可能な限り近隣の地域住民にも参加して頂ける様、連携を図っていく。

エ 都度見直しを行ない、災害時に対応できる内容を目指す。

ii) 市内ハザードマップ、避難場所の確認。

iii) 火災等の防止対策として自主点検を実施。

⑨職員の健康管理と職場環境の改善

入居者の方に良好な介護・看護を提供する為には、まず入居者と日々接する職員が心身共に健康であることが必要不可欠である。

その為には、快適な職場環境の維持と共に職員の健康管理が極めて重要である為、次のような取り組みを行なう。

i) 健康診断の受診については全職員を対象に年間1回行なうと共に、深夜勤務を行なう職員については6ヶ月毎と短縮して行なう。

ii) 腰痛検査については、介護に携わる職員を対象に6ヶ月以内に1回実施する。

iii) メンタルヘルスの観点から毎年ストレスチェックを実施し、本人にその結果を通知して自らのストレス状況について気付きを促し、個人のメンタルヘルス不調のリスクを低減させるとともに、検査結果を集団的に分析し、職場環境の改善につなげる。

iv) 新型コロナウイルス感染収束までの間、全職員が日々の行動記録や検温を実施継続し、体調管理や感染予防に努めていく。

2. 地域密着型特別養護老人ホーム

(1) 運営方針

新型コロナウイルスは、面会制限による入居者の心身状態の悪化や、感染の不安による職員のストレス増大、入居相談の減少による稼働率の低下など、介護サービスの現場にも大きな負担や影響を与えている。日常的な感染予防対策や生活環境の保持など基本的な対応を徹底しつつ、感染症発生時にもサービスを継続できるように、法人グループ事業所間での連携を強化する。

また、新富宏生苑は令和元年度から正職員の希望退職者が出ておらず定着率は非常に高い状態ではあるが、ユニットリーダーをはじめ各部署で主軸を担っている職員の年齢層が高く、次期を担う中堅職員の育成指導が急務となっている。ES 調査や個人面談で職場内の課題を把握して職員の離職を防止しつつ、職員一人ひとりの意向や希望に沿った育成環境の整備や多様な働き方の導入、介護助手制度の活用やリハビリ業務のアウトソーシングなど、効率的な勤務体制と将来を見据えた組織構成を目指していく。

(2) 介護理念

地域密着型特別養護老人ホーム新富宏生苑では、下記の介護理念を掲げ入居者のケ

アに取り組むものとする。

～明るく笑顔で心を込めて～

「美味しいものが食べたい」「トイレに行きたい」「お風呂に入りたい」

当たり前のことを当たり前に行える。

笑いや楽しみのある普通の生活を送ることが出来る。

「自分の家が一番だけど、ここで過ごすのも悪くないな。」

そう思っただけの第二の我が家を目指します。

○基本的心得

- ・相手の気持ち、介護を受ける側の気持ちを考えます。
- ・相手の目を見て心を込めて挨拶をし、声を掛け、話を聴きます。
- ・馴れ合いの関係にならないようにプロ意識を持ち、節度ある接し方を心掛けます。
- ・ご本人やご家族の意志を尊重し、前向きに取り入れる努力をします。
- ・職員間の連携・チームワークを大切にします。
- ・心にゆとりを持ち、私情を職場に持ち込みません。

(3) 重点項目

①コロナ禍における感染予防対策とサービスの質の向上

3回にわたるワクチンの接種後も新型コロナウイルスの拡大は収まる気配を見せず、感染防止の為、利用者の外出制限や家族との面会制限、施設内でのボランティア行事の中止など、それまで当たり前だった日常生活や貴重な娯楽の機会が激減し、食欲低下や認知症の進行など心身機能の低下にも強く影響している。感染対策の徹底で入居者の安全を最優先に考えつつ、コロナ禍でも変わらず日常生活を楽しみ、家族との交流の機会を持つことができるようにサービスを提供していく。

〈取り組み〉

- ・非常災害や感染症発生時の事業継続計画（BCP）の周知徹底と定期的なマニュアルの見直しを行う。
- ・感染症対策マニュアルを活用し感染症予防・感染症対策を徹底する。また、感染症発生時からの初動対応や施設内での連絡体制、保健所や行政との連携や具体的なゾーニング方法などの模擬訓練を実施する。
- ・万一のクラスター発生時に必要な物的・人的資源の確保が可能となるように、法人グループ事業所間での定期的な情報交換と応援・協力体制を構築する。
- ・新型コロナウイルスに対する職員の不安やストレスを解消できるように、高年齢者や子育て世代、持病のある職員に対する勤務上の配慮や、国の助成金による休業時のサポート体制についての周知を行う。
- ・日常の様子についての報告書や写真付きのメッセージカードを家族に毎月送付し、面会制限中の家族の不安解消に努める。

- ・オンラインを活用した旅行やお笑いライブ，歌謡コンサートや映画鑑賞会など，コロナ禍でも実施可能な屋内での余暇活動を提供する。
- ・You Tube を活用して夏祭りや敬老会などの行事の様子を動画にて情報提供する。
- ・面会希望者の端末を利用するオンライン面会の他，端末を所持していない方や機械の操作に慣れていない方に対して事業所の端末を使用してオンライン面会を実施できるように配慮し，感染が小康状態の期間には感染対策を徹底した上で対面式の面会を実施する。
- ・利用者家族アンケートやサービスの自己評価を実施し，改善に向けて取り組んでいくべき課題を明確に整理し，家族の不安を解消やより質の高いサービス提供に活用する。

②医療的ケアの適切な提供と受け入れ対象者の拡大

高齢者入居施設が過剰となる一方で，現場の担い手である介護人材の不足が深刻化し，旭川市内の特養や老健において稼働率の低下やユニットの閉鎖などの状況も見られている。この状況は他施設との競合や入居相談件数の減少など，新富宏生苑の稼働率にも影響を及ぼしている。新富宏生苑はサテライト事業所のため機能訓練指導員や管理栄養士など専門的知識を有した職員を配置していないが，利用者や家族，地域の医療相談員やケアマネジャーから選ばれる事業所となるために，サービスの質の向上はもちろん，医療的ケアの受け入れ対象者の拡大や対応する職員への教育，職種間の連携体制を強化していく。

〈取り組み〉

- ・終の棲家としての特養の機能を果たせるように，看取りへの対応の他，経管栄養の利用者の受け入れを行う。
- ・適切な医療的ケアを提供できるように職員への研修や実技演習などの教育体制の強化と，摂食嚥下機能の医師による職員への指示，アドバイスを受けられる体制を構築する。
- ・看取りや延命治療に対する意向の確認など，ケア内容や治療方針等に対する利用者・家族の要望等の情報を関係職種間で共有する。

③介護人材の確保と育成

少子高齢社会の進展に伴う生産年齢人口の減少や，介護現場の労働環境などによる介護職員の離職等を背景に介護人材の確保は年々困難となっている。採用・定着・育成の人事戦略と，限られた職員配置でサービスの質を維持するための業務効率化を推進していく。

〈取り組み〉

- ・定期的な職員意向調査を実施し，職員一人ひとりの意向と事業所の課題を明確にして職場環境を改善し，働きやすく生き生きと務め続けられる職場を維持していく。
- ・オンライン研修による資質の向上や介護に関する知識・技術の習得の他，キャリアやスキルに応じた階層別研修を実施し，次期リーダーやリーダーを支える中堅職員の育成を強化していく。

・真摯に業務や自己研鑽に取り組む職員を評価し、逆に自らの業務上の改善点に目を向けることができるように人事考課制度と個別面談を実施し、職員の育成とモチベーションの維持向上を図る。

・同一労働同一賃金や社会保険適用拡大などの法改正に合わせ、社会保険に加入しているパート職員への賞与支給や夜勤の無い正職員制度を導入し、家庭環境や年齢・健康状態など、様々な条件の中で多様な働き方が可能となる環境を整備する。

・リハビリテーションなど事業所内で提供が困難な分野について、宏生苑からの定期的な機能訓練指導員の派遣や外部の訪問リハビリテーション事業所の活用で、他の事業所と同等なサービスを提供する。

④地域包括ケアを見据えた地域活動の推進

全国的に介護の担い手不足が課題となっている中、ボランティアや介護助手の活躍が解決の糸口となる。ボランティアや介護助手は求人広告では確保できないため、どうやって地域との関わりを増やして活動意欲のある人を見いだせるかがポイントである。地域との関わりの中で担い手を発掘することは人材の確保に繋がり、地域にとっては就労や健康づくり、活躍の場の確保となる。

介護・医療政策の見直しの中で「地域包括ケアシステムの構築」が進められてきたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い地域活動が制限されることを余儀なくされている。社会福祉法人としての地域貢献事業として地域住民同士の支え合い活動が維持・継続されるよう、行政やボランティアセンター、第2層生活支援コーディネーターと連携して支援を行う。

〈取り組み〉

・みんなの冬2023～in 新富宏生苑の開催

地域居場所づくり委員会と連携し、利用者が外部と接触しない中で地域住民やボランティアと間接的に交流できる小規模なお祭りを開催予定。新富宏生苑の駐車場スペースを活用して雪だるまとアイスキャンドルを制作・展示し、毎年訪れる季節のイベントとして利用者と地域住民それぞれに楽しんでいただけるように企画を進めていく。

・就労訓練事業によるインターンシップの受け入れ

生活困窮者や軽度障害者へのアンペイドワークの提供、旭川市自立支援係との連携。発達障害者・知的障害者・新型うつ病等の理解を深めるための職員研修の実施など。

・地域における関係者とのネットワークの構築

地域まちづくり推進協議会を通じた行政・地域との連携。

有償ボランティア活動や認知症カフェ事業などの開催支援。

中央・新旭川地区での地域フォーラム・世代間交流の開催支援。

新富宏生苑による地域貢献活動の実践報告。

近隣地域密着型事業所のグループホーム殿との地域運営推進会議の合同開催。

⑤各種委員会活動

利用者の安心・安全な生活のために、また、職員の知識向上やサービスの質の向上を目的として各種委員会を設置し、事故防止や感染症予防への取り組みの他、接遇委員会を中心に法人理念・事業所理念を職員に浸透させ、各専門職種間が同じ目的意識を持ってチームケアを実践できるように連携強化を図っていく。

3. 軽費老人ホーム事業（特定施設入居者生活介護）

（1）運営方針

高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性の尊重を基本とし、入居者が明るく心豊かに生活できるよう、相談・助言等の援助、食事の提供、入浴設備の提供、疾病・災害等緊急時の対応、協力機関との連携、余暇活動の実施等、入居者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援の充実を継続して図っていく。

コロナ禍の影響が続く中 ICT を活用した面会だけでなく、地域感染者の状況をふまえ、面会や外出・地域交流の機会をもうけ入居者の孤立を予防する。

併設の通所介護事業所移転に伴い使用していた場所や設備を地域住民の交流や自然災害等の不測の事態に備え提供できる体制を整える。

（2）重点項目

①介護関係

- i) 入居者の高齢化、虚弱化と共に認知症の入居者も増加しており、服薬管理、受診指導などのサービスが必要な方が多くなっており生活状況の把握に努め、必要に応じて特定施設サービスへの切り替え・見直しなど相談援助を行います。
- ii) 介護保険保法に基づく自立支援を念頭におき介護サービスの見直しを行い個別機能訓練計画に基づき機能低下の防止を図り入居者の継続的な自立支援を目指す。
- iii) 日々の体調変化の把握に努め早期の受診を勧めるなど利用者ご本人だけではなく、ご家族にもお伝えし施設と共に入居者の健康管理に努める。
- iv) 入居者やご家族の声を聞き、より過ごしやすい環境を目指す。

②人材育成

- i) 虐待や不適切なケアの発生を防止する為に、定期的に研修を行い、施設全体で虐待防止取り組んでいきます。
- ii) 職員全員が共通の認識のもと、同じ方向を向いてサービス提供ができるよう意識の統一を図っていきます。また習得した知識や技術を職員間で共有する事で、全体のレベルアップにつなげていきます。
- iii) 介護リーダーを中心に現任・新任職員の適応力及びチームワーク力、介護能力の向上を重視したOJT研修に力を入れ、人材育成に取り組んでいきます。

(3) 各種の取り組み

①入居者全体会議

相談員・介護リーダーが中心となり定期的に入居者の意見、要望を公聴し入居者処遇改善に取り組む。

②職員全体会議

管理者、相談員、介護支援専門員、看護師、機能訓練指導員、栄養士、介護職員等すべての職員の合同会議と位置付け、入居者処遇、業務改善等について話し合いを行う。

③研修委員会

職員の技術・知識接遇の向上のため、研修委員会を設置する。職員研修は新任・現任ごと個々に合わせ専門性を高める施設内研修を開催する。感染防止の観点から必要に応じ業務内でも研修を受けられる WEB を用いた研修の取入れを図る。

④身体拘束委員会

入居者に対する身体拘束は「身体拘束ゼロの手引」や施設マニュアルに基づき事例を委員会で検討し開始することとし身体拘束廃止の取組を行うものとする。

⑤安全管理

火災訓練は基より、事業継続計画マニュアルに沿って「行動できる訓練」を実施、避難誘導にあたる職員の平常化を目指す。なお、指定感染症による感染対策は感染対策委員会及び安全衛生管理規定に順次行動する。

⑥設備管理

20年超の建物・設備関係の維持管理に努め不良箇所の早期発見、必要な個所については緊急性等を勘案して改善や改修をしていく。入居者の安全・安心な生活が送れるよう修繕計画に取り組む。

4. 地域密着型通所介護事業

(1) 運営方針

地域密着型通所事業の役割を担うべく、近隣地域との連携や運営の透明性を確保しながら、リハビリ特化のデイサービスセンターとして法人理念にもある地域老人福祉への社会的貢献を目指した運営をおこなう。

地域の総合事業対象者・要介護者を積極的に受け入れ、在宅生活の継続を目標に、利用者の能力に合わせた自立支援プログラムを、個別の援助方法でサービス提供を行なう。その他にも包括支援センターや、地域密着型特養の新富宏生苑等と連携し、地域貢献活動や交流を促進し、地域における社会資源としての機能の構築、開かれた事業所運営に努める。

(2) 重点目標

①介護サービス計画に基づく利用者の目指す身体機能の維持向上、機能訓練を行なう。

- ②利用者が安心して過ごせるように、プライバシーの保護や見守りを行なう。
- ③新型コロナウイルス等感染症対策の推進
- ④利用者及び家族に対する相談援助業務
- ⑤職員の法令遵守、倫理観を含めた各種知識・介護技術の向上のための研修。

(3) 取り組み

利用者の処遇向上や円滑なサービスに向けた実践を行なう。

①職員会議

管理者を中心に各職種が利用者の処遇や業務内容の改善検討などの会議を行なう。

②研修会議

各種職員のご利用者に対する接遇を始め、介護技術・知識向上の為の研修会議の実施。職員への研修は、研修内容に応じて、職員全体での内部研修や施設外で行なわれる外部研修への参加を案内し促していく。

③感染対策会議

事業所内での感染症の予防や対策など事業所内での感染症への発生予防や発生時の対応を検討する。

④機能訓練計画会議

第一号事業対象者に対して実施する介護予防・運動機能向上や介護給付者に対する生活・運動機能向上など、ご利用者様毎の個別機能訓練計画書を機能訓練指導員、委託作業療法士、介護職員等と共同して作成し実施する。

⑤運営推進会議

ご利用者様やその家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員などにより構成される運営推進会議を設置し、6ヶ月に1回活動状況を報告し、評価を受け、必要な要望、助言などを聞く機会を設ける。

5. 在宅介護支援センター事業

(1) 運営方針

東旭川宏生会の法人理念でもある地域社会への貢献を目指す法人ならではの特性を活かし、在宅介護支援センターの機能を活用することで、周辺地域の住民を対象に地域での課題を聴取・抽出し、新たな資源の開拓や地域と共に活性化できる法人運営及び、共助としての機能を高めていくことを目的とする。

地域包括支援センターやサービス事業所、関係機関と共同し、高齢者及びその家族からの相談受付、在宅生活を継続するための支援、地域に対する専門的な支援を行い、総合相談支援事業、地域包括ケアの推進に努める。

(2) 重点項目

①地域におけるネットワークの構築

- i) 地域包括支援センターやサービス事業所との情報を共有し、地域における実態を把握する。
- ii) サービス事業所や地域住民からの意見をもとに、課題の分析を行っていく。
- iii) 各種研修に参加し、自己研鑽を行ない、他職種との連携を深めていく。

②地域における介護予防活動への参加

- i) 地域で活動している自主サークル等へ参加し、専門的な視点からの助言を行い、介護予防の推進をしていく。
- ii) アウトリーチを実践し、相談援助が円滑に行えるよう地域住民との交流を深めていく。

③認知症高齢者対策

- i) 認知症についての正しい理解が普及されることで住みやすい地域づくりができるよう研修等を行ない、啓発していく。
- ii) 国や行政が行っている認知症施策に従って地域で暮らす認知症高齢者や家族に対する支援を行っていく。

(3) 各種の取り組み

①総合相談支援

高齢者やその家族の介護や暮らしに関する多様な相談を受け止め、できる限り自立した尊厳のある生活が継続できるように地域における社会資源等の情報提供も含め適切な支援に繋ぐ。

②地域におけるネットワークの構築

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることを目的とし、地域における問題を未然に防ぎ、関係者間でのネットワークの構築を図りながら、支援を必要とする対象者を見出し、適切に保険・医療・福祉サービスに繋がるように努める。

③認知症高齢者対策

地域包括支援センターと連携し、認知症についての正しい理解を周知し、普及・啓発活動を実施する。

④地域における介護予防活動への参加

地域包括支援センター等が開催しているサークルに参加し、介護予防、健康に関する情報や介護保険の趣旨や利用方法、介護方法を講話や運動を通じて提供し、住み慣れた地域で元気な生活が続けられるように支援する。

⑤実態把握

近隣住民からの情報収集や様々な社会資源との連携を通じ地域課題についての実態把握を行い、社会資源の開拓や掘り起こしに繋げていけるよう働きかけ、災害時の対策にも役立てるように努める。

6. 地域包括支援センター受託事業の経営

(1) 運営方針

旭川市では、第8期旭川市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画にて、旭川市の高齢者人口が令和7年（2025年）頃にピークとなり、以降減少に転じることが推測されています。これまで構築してきた地域包括ケアシステムを更に深化・推進し、地域の多様な課題を社会的包摂により解決できる社会（地域共生社会）にしていくことが必要です。

「市民が共に支え合い、高齢者が生きがいと尊厳を持ち、可能な限り住み慣れた地域で自分らしく生き活きと暮らすことのできるまちづくり」を理念に掲げ、次の基本目標を設定している。

- ・適切な介護サービス受けることができる、持続可能な基盤づくり
- ・安心・安全な暮らしのできるまちづくり
- ・健康づくりと介護予防を通じて、心身ともに自立して健やかに暮らせる環境づくり
- ・生きがいを持ちながら、社会参加を通じて支え合う地域づくり
- ・在宅医療と介護の連携を推進するまちづくり

①運営上の基本的視点

i) 公益性の視点

- ・市の介護・福祉行政の一翼を担う公的な機関として、公正で中立性の高い事業運営を行う。運営費用は、市民の負担する介護保険料や、国・道・市の公費によって賄われていることを十分に理解し、適切な事業運営を行う。

ii) 地域性の視点

- ・地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当地域の地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な事業運営を行う。地域ケア会議等の場を通じて、地域の住民や関係団体等の意見を幅広く吸い上げ、日々の活動に反映させるとともに、地域が抱える課題を把握し解決に向けて積極的に取り組む。

iii) 協働性の視点

- ・センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員、精神保健福祉士等の専門職種が相互に情報を共有し、理念・方針を理解した上で連携・協働の実施体制を構築し業務全体をチームとして支える。地域の保健・福祉・医療の専門職種やボランティア、民生委員等の関係者と連携を図りながら活動する。市民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、センターは互いに協働し、また市とも連携を図りながら活動することでセンターの機能が発揮又は強化されるよう努める。

(2) 重要項目・取組み内容

①第1号介護予防支援事業

i) 基本チェックリストの実施

・要介護認定等の申請において非該当となった者のうち、第1号事業の利用を希望する者に対し、基本チェックリストを用いた生活機能の確認を行い、生活機能に応じたサービス等の利用に必要な支援を行う。回答結果が厚生労働大臣の定める基準に該当した非該当者が第1号事業を利用する場合には、自立支援に向けた地域ケア会議を開催し支援内容の検討を行う。

ii) 第1号介護予防支援事業の実施

・居宅要支援被保険者等に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況や置かれている環境その他の状況に応じて、適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う。居宅介護支援事業者に委託した場合においても、介護予防サービス・支援計画原案の内容の妥当性の確認、介護予防サービス・支援計画に係る実施後の評価を適切に実施し、必要に応じ指定居宅介護支援事業所に対し助言・指導を行う。

②一般介護予防事業

i) 支援対象者の把握及び支援

・将来、介護が必要になる可能性の高い高齢者を把握し、必要なサービスを提供することにより介護予防を効果的に実施。4職種それぞれが様々な機会を捉えて、支援対象者(閉じこもり等)の把握に努め、個別性を重視しつつ継続的支援を行う。

ii) 地域介護予防活動支援

- ・地域において継続した介護予防が行えるよう、動機付けや活動の支援を行う。
- ・介護予防に資する住民運営の通いの場(自主グループ)においては、必要に応じてリハビリテーション専門職と連携し、地域リハビリテーション活動支援事業を活用し、通いの場に参加する高齢者の身体機能の評価と、評価に基づく支援を行う。
- ・活用可能な地域の活動団体や通いの場について、把握を努めるとともに情報は一覧等を作成し、地域住民の介護予防活動の参加促進に取り組む。

iii) 地域介護予防運動教室事業に係る業務

・市が実施する地域介護予防教室事業の参加者が事業終了後においても、継続的に介護予防へ取り組む事ができるよう自主グループ等の立ち上げ支援を行い、通いの場の充実を図る。

③総合相談支援業務

i) 地域におけるネットワーク構築

- ・センターの業務を適切に実施していくために、また業務への理解と協力を得るために、パンフレットや広報誌等を作成し、様々な場所や機関への配布等を行うなど、ネットワーク構築に向け、地域住民及び関係者へ積極的に働きかけを行う。
- ・地域においてネットワークを活用したニーズ発見機能、相談連結機能、支援機能、予防機能が円滑に機能するため、センターとしてのネットワーク構築及び整備を行う。
- ・構築したネットワーク及び既存のネットワークについて4職種で共有し、ネット

ワークが相互に広がるよう意識した活動に取り組む。かつ、地域の課題や住民への支援については、地域の関係機関と連携を図り、ネットワークを有効に活用した解決方法に取り組む。

ii) 協議体及び生活支援コーディネーターとの連携

- ・市又は生活支援コーディネーターが主催する協議体に参加するとともに、生活支援コーディネーターと連携し、地域特性に応じた生活支援サービス等の体制構築を図る。

- ・協議体への参加に当たっては、センターで蓄積した地域課題や社会資源に関する情報提供を行う。

iii) 実態把握

- ・地域の高齢者の心身状況や家庭環境等についての実態把握を行うことで、地域に存在する隠れた問題やニーズを発見し、早期対応できるよう取り組む。

- ・地域住民や関係機関から、支援が必要な高齢者の情報収集を行う。把握した問題やニーズについて、予防への展開していく取組みを行う。

iv) 総合相談

- ・初期対応を適切に行い、課題を明確にした上で適切な機関・制度・サービス等につなげる。関係機関からの相談に対し、速やかに対応し、報告するなど信頼関係構築に努める。

- ・相談記録を速やかに作成し、緊急時には担当者が不在であっても対応できる体制を整える。

v) 困難事例

- ・困難事例（重層的課題がある、支援拒否、既存のサービスでは適切なものがない等）を把握した場合は、実態把握の上、センターの各専門職が連携して対応策を検討する。又、市とも連携を図り適切な対応を行う。

④権利擁護業務

i) 権利擁護に関する啓発

- ・権利擁護（高齢者虐待防止、成年後見制度活用、消費者被害防止等）について、関係機関・地域団体・各種事業所や住民等が理解を深め、防止するための啓発活動に取り組む。

ii) 高齢者虐待への対応

- ・地域住民や関係機関と連携を密にすることにより、虐待防止及び早期発見に取り組む。

- ・通報や相談等を受けた場合には、「高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」及び「旭川市高齢者虐待対応マニュアル」に基づき、速やかに当該高齢者の状況を把握し、市とも連携を図り適切な対応を行う。

iii) 成年後見制度

- ・認知症などにより判断能力の低下が見られる場合には、適切な介護サービスの利用や金銭管理、法的行為などの支援のため、成年後見制度活用が必要かどうか

を判断する。

- ・成年後見制度利用が必要と判断し、申立て可能な親族がいる場合には、関係機関の紹介等を行う。
- ・成年後見制度利用が必要と判断したが、申立て可能な親族いない場合は市に報告し市町村申立てへ繋げる。

iv) 消費者被害

- ・消費生活センターや警察等の他機関と連携して事例に対応できる体制を整備する。
- ・地域団体・関係機関との連携のもと、消費者被害情報の把握を行い、情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐよう支援するとともに、被害回復のための関係機関を紹介する。

⑤包括的・継続的ケアマネジメント業務

i) 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築

- ・地域における包括的継続的なケアを実施するため、関係機関との連携を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関との連携を支援する。
- ・地域の介護支援専門員が介護保険サービス以外の様々な社会資源（地域の力）を活用できるよう、地域の連携・協力体制を整備する。

ii) 介護支援専門員に対する支援

- ・地域の介護支援専門員が抱える困難事例について、具体的な支援方針を検討し指導助言や同行訪問等を行う。
- ・地域の介護支援専門員の支援については、事業所の人員配置等の形態にも配慮した支援に努める。
- ・地域の介護支援専門員の問題解決能力を高める支援に努める。個々の介護支援専門員の抱える課題やニーズを把握し、地域の介護支援専門員全体で共有できるよう取組を行う。

iii) 事例検討会・研修会等の実施による支援

- ・介護支援専門員の資質向上を図る観点から、関係機関とも連携の上、情報提供や事例検討会、研修会等を実施する。また、研修開催する際には地域の介護支援専門員と協働で企画する等、地域の介護支援専門員が主体的に参加できるよう取組を行う。
- ・地域の介護支援専門員が日常的に円滑な業務が実施できるよう、介護支援専門員のネットワーク構築を支援。

iv) 医療と介護の連携推進

- ・介護支援専門員と医療関係者の連携・協力体制構築のための取組を行う。在宅医療・介護の連携推進を図るための取組みを行う。

⑥認知症高齢者及び家族への支援業務

i) 関係機関との連携

- ・認知症高齢者やその家族を支えるため、関係機関と連携を図りながら継続的な

支援を行う。

- ・認知症疾患医療センターやかかりつけ医等，早期診断・早期対応に向けた医療との連携協力体制を整備する。

ii) 地域の体制づくり

- ・地域住民や関係機関が，認知症高齢者やその家族を地域で支え，見守る体制を構築するために，認知症に対する正しい知識の普及等を行う。

- ・「認知症サポーター養成講座」を活用する場合は，地域のキャラバンメイトと連携・協力し，認知症サポーターを実際の活動につなげることを意識する。

iii) 当事者への支援

- ・認知症高齢者やその家族が抱える多様な問題を解決するために，医療機関など関係機関との連携・協力体制を構築する。また，必要に応じて，認知症初期集中支援チーム員として訪問を行い，認知症初期集中支援事業を活用した支援を行う。

- ・認知症高齢者やその家族が集える場所等を提供することで，介護負担を軽減し在宅介護を継続できるよう取組を行う。

- ・若年認知症の人への支援に当たっては，その症状・社会的立場や生活環境等の特徴を踏まえた支援を行う。

⑦地域ケア会議開催業務

i) 地域ケア個別会議

- ・介護支援専門員による自立支援に資するケアマネジメントの支援を行う。

- ・高齢者の実態把握や課題解決のためのネットワーク構築を行う。

- ・個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握を行う。

ii) 地域ケア推進会議

- ・地域課題を地域住民等で共有し，その上で「地域で解決し得る課題」「政策的な課題」を明らかにし，地域で解決し得る課題については，日常生活圏域レベルの会議で検討し，政策的な課題については市レベルの会議で検討し課題解決・政策形成を目指した取組を行う。

- ・地域ケア推進会議を市が開催する場合には，その求めに応じ協力する。

V 法人組織，各部会

1. 法人組織図（別表添付）

2. 各部会の構成と取組

(1) 経営戦略部

①法制度改定等経営判断に必要な情報の収集，分析

②道及び旭川市その他行政機関との連絡窓口

③法人運営に関わる中長期的経営戦略立案，課題分析

- ④外部機関，関係事業所との連携
- ⑤職員が辞めない，やりがいのある職場づくり

[年度重点項目]

- ・各事業所の運営状況と競争優位の確認
- ・地域と信頼関係確立，地域貢献事業の検討
- ・人材育成とスキルアップ支援制度（人事部と連携）

（2）人事部

- ①法人内での適材適所の人材配置と意向に沿ったキャリアアップの実現
- ②職員募集，採用について各種専修学校，職安等との連絡調整
- ③人材派遣，紹介等企業との連絡調整
- ④職員の健康管理及びメンタルヘルス対策
- ⑤法人内部研修体制の確保
- ⑥人事考課制度と目標管理制度の構築
- ⑦人事に関わる各種法令への対応 [年度重点項目]

- ・職員意向調査の定期的な実施
調査内容の見直し，集計情報の活用方法，事業所課題に対するアプローチ等。
- ・職員の意向や法令・情勢に合わせた福利厚生制度の見直しや，多様な働き方が可能となる就業規則変更案の検討。
- ・オンライン研修システムの見直し。
導入事業所の選定や受講管理方法の確立，階層別研修の実施等。
- ・法人内でのパワーハラスメント防止の徹底
パワーハラスメント防止のための指針や就業規則への罰則規定の追加等

（3）財務設備部

- ①各事業所の利用状況及び収支や法人全体の収支等の経営状況の把握
- ②各事業所や法人全体の財務指標の作成，経営分析
- ③各事業所の改築・設備更新計画の策定・管理
- ④法人内設備・備品・各種車輛の管理
- ⑤各事業所経理区分の管理，本部経理区分の有効活用，法人単位の資金管理
- ⑥各種助成金その他公的教育基金等の申請

[年度重点項目]

- ・職員給与3%アップの試算策定
- ・業務委託費等の費用対効果の検証と削減に向けた取組み
- ・施設整備計画，執行管理（年度内予算計上整備の進行管理）
- ・補助金・保険等の更新及び申請書のチェック機能強化

VI 地域との連携

1. 啓発活動

当法人の運営と機能、福祉施策等の情報について、ホームページ、パンフレット及び各事業所が発行する「事業所たより」により啓発、理解を深める事とする。

2. 各種ボランティアの受け入れ

毎月芸能ボランティアの慰問により利用者に対し教養娯楽を提供する他、支援ボランティア等も積極的に受け入れ、地域に対して開かれた施設となるよう配慮していく事とする。

3. 見学の受け入れ

当施設への見学の依頼は地域に対し閉鎖的とならぬよう心がけると共に、積極的に福祉施設及び関係諸制度の理解と啓発を目的として、積極的に受け入れる事とする。

4. 法人行事への招待

法人年間行事のうち夏祭り実施時に家族、地域住民などを招待し、法人各事業所が行っている運営内容など紹介している。

5. 施設実習の受け入れ

将来、福祉職を目指す学生を広く積極的に実習生として受け入れ、また、近隣の小中学生の職業体験学習の場として、施設を開放していくものとする。

6. ご意見箱の設置

各施設の利用者及び御家族等、及び来訪者の方々が自由に意見を述べられる場として、「ご意見箱」を各施設に設置し、日頃のケアに対する意見や感想、提案など事業の改善に活用する事とする。

VII 運営管理

1. 職員の質の向上に対する取り組み

職員の専門的技術、知識の習得により職員の資質の向上による人的基盤を確立し、適切な事業運営に反映させるため、外部研修への派遣、内部研修を実施する。又各委員会制度を設置し介護内容の統一を図る事とする。

2. 職員の健康管理

責任ある業務遂行のため、定期的に職員健康診断を年1回以上行います。及び日常的

に健康を維持出来るよう予防を実施する事とする。

3. 非常災害対策

火災発生時に消防機関へ速やかに連絡する事又、初期消火や人命救助を行なう事。これらの事は震災等の自然災害時においても、防災計画、防災教育及び防災訓練をもって、実施する事とする。

また、BCP（事業継続計画）を策定し、非常災害時に事業所間での連携をより円滑に行なえるよう勤めていく。

4. 利用者の苦情処理体制

社会福祉法人における苦情解決の仕組みづくりが社会福祉法人に義務づけられている事から、苦情処理体制の責務を明確化すると共に第三者が加わった、事業所内における苦情解決の仕組みを整備する事とする。

特別養護老人ホーム宏生苑 令和4年度行事計画

実施月	ゆり・ばら	うめ・きく	あざみ・さくら	すみれ・ぼたん	予算	
4月	調理レク	調理レク	調理レク	調理レク		
					ユニットレク費 ¥5,000	¥20,000
5月	外出レク	お花見	調理レク	お花見		
		散歩				
					ユニットレク費 ¥5,000	¥20,000
6月	外出レク	外出レク	調理レク	レクリエーションゲーム		
					ユニットレク費 ¥5,000	¥20,000
7月	夏祭り					¥200,000
	外出レク					
					ユニットレク費 ¥5,000	¥20,000
8月	外出レク	調理レク	調理レク	かき氷レク		
					ユニットレク費 ¥5,000	¥20,000
9月	敬老会					¥100,000
	外出レク		調理レク			
					ユニットレク費 ¥5,000	¥20,000
10月	外出レク	紅葉見学	調理レク	紅葉見学		
					ユニットレク費 ¥5,000	¥20,000
11月	調理レク	調理レク	調理レク	調理レク		
					ユニットレク費 ¥5,000	¥20,000
12月	調理レク	クリスマス会	クリスマス会	クリスマス会		
					ユニットレク費 ¥5,000	¥20,000
1月	調理レク	お正月レク	お正月行事	調理レク		
			調理レク	書初め		
					ユニットレク費 ¥5,000	¥20,000
2月	調理レク	節分 豆まき	節分 豆まき	節分 豆まき		
					ユニットレク費 ¥5,000	¥20,000
3月	調理レク	調理レク	パンケーキ作り	調理レク		
					ユニットレク費 ¥5,000	¥20,000
総計						¥540,000

令和4年度 新富宏生苑行事計画書(案)

ユニット行事			施設行事			
実施月	行事名	予算額	行事名等	予算額	代表者名	主な内容
4月	開設記念日 春の制作レク 映画鑑賞会					
5月	お花見(新富公園) ホットケーキ作り バーチャルライブ					
6月	行事食(焼肉) 夏の制作レク 映画鑑賞会	10,000				
7月	七夕飾り付け 暑中見舞いづくり		夏祭り たてわりウォークラリー 生活科授業職場体験	50,000	新旭川保育所 新富小学校	
8月	行事食(焼肉) かき氷作り バーチャル花火大会	10,000	親子ウォークラリー		新旭川保育所	交流
9月	生け花教室 秋の制作レク	10,000	敬老会 ふれあい交流会	15,000	新旭川保育所	交流
10月	紅葉(新富公園) ホットケーキ作り 映画鑑賞会					
11月	行事食(生ちらし) クリスマス制作レク バーチャルライブ		保育園交流会		しらかばこども園	よさこい 和太鼓
12月	クリスマス会@400 年賀状づくり	16,000	保育園交流会		新旭川保育所	よさこい うた
1月	おみくじ 行事食(寄せ鍋) お正月遊び	3,500	みんなの冬2023 ・地域交流行事	行政の 補助金		
2月	節分 行事食(おでん) 映画鑑賞会	1,000				
3月	ひな祭り 調理レク(雛ケーキ) バーチャルライブ					
その他 行事	・誕生会@400 ・制作レク(年間予算)	16,000 10,000	・園児プレゼント@50	8,000		
小計		76,500	小計	73,000	合計	149,500

新型コロナウイルス感染防止のため、交流行事の実施については市内の感染状況により中止の可能性有り。
オンラインを活用した体操やコンサート開催、You Tubeによる家族への開催報告など、感染防止対策を徹底
した中で楽しみの共有が可能となるように努める。

ケアハウスフォルテ令和4年度行事予定

実施月	行事名	予算	その他
4月	絶景巡りツアー	¥10,000	スライド、甘味他
	誕生会		
	材料費	¥4,000	
5月	お花見・車窓見学	¥5,000	飲み物
	誕生会		
	材料費	¥4,000	
6月	体育祭	¥5,000	用具補足
	誕生会		
	材料費	¥4,000	
7月	夏祭り	¥130,000	屋台、景品他
	納涼会	¥10,000	かき氷材料
	誕生会		
	材料費	¥4,000	
8月	七夕・納涼会	¥10,000	冷飲み物
	誕生会		
	材料費	¥4,000	
9月	敬老会	¥90,000	食事・記念品
	誕生会		
	材料費	¥4,000	
10月	紅葉見学	¥5,000	飲み物
	誕生会		
	材料費	¥4,000	
11月	文化祭	¥25,000	甘味他
	誕生会		
	材料費	¥4,000	
12月	クリスマス	¥50,000	プレゼント他
	開設記念		
	誕生会		
	材料費	¥4,000	
1月	新年交礼会		
	甘酒会	¥7,000	酒粕他
	誕生会		
	材料費	¥4,000	
2月	節分	¥10,000	豆代金
	ゲーム大会	¥10,000	みかん
	誕生会		
	材料費	¥4,000	
3月	雛祭り(甘味)	¥25,000	甘味他
	誕生会		
	材料費	¥4,000	
合計		¥440,000	別途(誕生プレ ¥30,000)

特別養護老人ホーム宏生苑 令和4年度研修計画

実施月	演題名	内容	講師 (担当)
4月	新年度研修	・宏生苑の今年度の事業計画 新しく取り組みたい事、目標などについて	施設長
5月	特養法定研修	・特養における各種法定研修 介護事故、感染症、褥瘡対応、看取り 虐待防止、身体拘束適正化	本田
6月	階層別研修①	・リーダー階層 ・中堅階層① ・一般階層(サービス向上、自己研鑽)	法人人事部 eラーニング
7月	階層別研修②	・リーダー階層 ・中堅階層② ・一般階層(接遇)	法人人事部 eラーニング
8月	階層別研修③	・リーダー階層 ・中堅階層③ ・一般階層(選択制研修)	法人人事部 eラーニング
9月	階層別研修④	・リーダー階層 ・中堅階層④ ・一般階層(選択制研修)	法人人事部 eラーニング
10月	認知症研修①	・認知症概論 ・認知症患者の心理 ・アンガーマネジメント、ストレスコーピング ・認知症研修②～④の内容について	本田(仮)
11月	認知症研修②	・ユマニチュード①	本田(仮)
12月	認知症研修③	・ユマニチュード②	本田(仮)
1月	認知症研修④	・ユマニチュード実践例 (グループワーク的内容)	本田(仮)
2月	口腔ケア研修	・歯科に関する研修	藪下先生
3月	各ユニットの取り組み	・年間目標への取り組みの発表	各ユニット

令和4年度 新富宏生苑 研修計画

日程	形式	演題名	研修内容	担当者	対象
4月	参集型	感染症対策模擬訓練	感染マニュアルに沿った対応の徹底 ゾーニングや防護服着用の模擬訓練	相談員	新人 現任
5月	オンライン	ターミナルケア	看取り支援の考え方 グリーフケアとACP	eラーニング	新人 現任
6月	オンライン	虐待・身体拘束(前編)	虐待と不適切ケア 委員会活動の重要性	eラーニング	新人 現任
	オンライン	介護場面でのリスクマネジメント	介護事故の分類と発生・再発防止策 安全と尊厳	eラーニング	新人 現任
7月	オンライン	接遇・マナー	接遇・マナーと尊厳の保持 職員としての行動模範例	eラーニング	新人 現任
	オンライン	リーダー階層研修	モチベーションマネジメントの手法	You Tube	リーダー 専門職
8月	オンライン	医療に関する教育・研修	褥瘡予防と処置 経管栄養者への対応	eラーニング	新人 現任
9月	オンライン	チームコミュニケーション	コミュニケーションの基本 成果の上がるチームコミュニケーション 介護と医療の連携	eラーニング	新人 現任
10月	オンライン	緊急時の対応	常態観察とバイタルサイン 高齢者の特徴と緊急性の見極め	eラーニング	新人 現任
	オンライン	リーダー階層研修	メインプレーヤーに必要なリーダーシップ	You Tube	リーダー 専門職
11月	オンライン	認知症 応用	場面別の実践ケア方法 自己学習によるユマニチュード	eラーニング	新人 現任
12月	オンライン	虐待・身体拘束(後編)	事例検討会	虐待防止 委員会	新人 現任
	オンライン	リーダー階層研修	人を巻き込むコミュニケーションスキル	You Tube	リーダー 専門職
1月	オンライン	感染症	スタンダードプリコーションの徹底 感染(疑い)者発生時の対応方法	eラーニング	新人 現任
2月	オンライン	自立に向けた介護方法	ADLの自立支援について ADLの自立を促す介護	相談員	新人 現任
	オンライン	プライバシーの保護	プライバシー保護と人権尊重 個人情報保護法	eラーニング	新人 現任
	オンライン	リーダー階層研修	指導・育成の基本スキル	You Tube	リーダー 専門職
3月	オンライン	倫理及び法令遵守	介護保険事業関連法令 介護福祉士会倫理綱領	eラーニング	新人 現任
	参集型	介護場面でのリスクマネジメント	事例検討会	リスク 委員会	新人 現任

ケアハウスフォルテ令和4年度研修予定

実施月	演題名	内容	講師 (担当)
4月	非常災害時の対応・救急車要請時の対応	風水害・土砂災害時の避難対応・救急車要請時の手順と初期対応	施設長
			看護職員
5月	身体拘束・虐待防止	虐待事例から学ぶ対応方法(新任・現任)	相談員
6月	感染対策、消防避難訓練	食中毒警報における食品の取扱、夜間帯における火災避難訓練(初期消火訓練)新任・現任	栄養士・看護師
			防災設備管理者
7月	認知症高齢者の理解	認知症の理解と対応	介護職員
8月	看護師不在時の容態観察	看護師不在時の対応と酸素ボンベの取扱	看護師・介護職員
9月	誤薬予防研修	誤薬時の対応及び予防対策	介護リーダー
10月	感染対策(インフルエンザ)	インフルエンザ感染者の初期対応	看護師
11月	感染対策(ノロウイルス)、避難訓練	ノロウイルス感染者の吐物対応と処理、夜間想定火災訓練	看護師・栄養士
			防災設備管理者
12月	感染対策(インフルエンザ)	インフルエンザ感染者の初期対応	看護師
1月	BLS研修	一次救命処置の方法	看護師
2月	感染対策(インフル・ノロ)	インフルエンザ・ノロウイルス感染症の対応方法	看護師
3月	身体拘束適正化の検討	身体拘束廃止への取組	施設長

